

第2節 循環型社会の形成

ごみの減量化とリサイクルの推進

関連する
SDGs



[1] 環境の状況

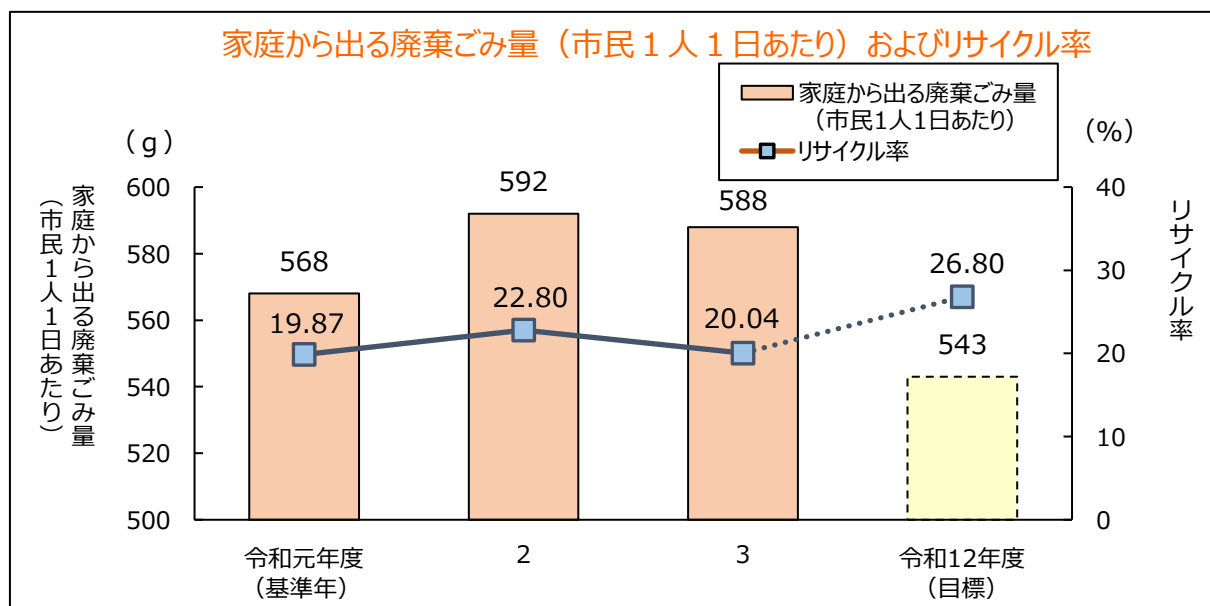
本市の家庭から排出される廃棄ごみ量（1人1日あたり）は、政令市の札幌市を除く道内の主な都市9市中最も多く排出されています。

この要因として、本市は、道内の主な都市の中でも高齢化率が高く、世帯構成における単身世帯の比率も高い傾向にあり、少量に個包装された商品など使い捨ての商品を購入するといった消費傾向が考えられます。循環型社会の実現に向けては、限りある資源を有効利用するため、ごみの減

量につながる発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みをより一層推進し、資源物を含めたごみ全体を減量する必要があります。

一方、廃棄ごみの中には、プラスチック製容器包装や雑がみといった、本来、資源物として排出すべきものが多く排出されています。発生抑制、再使用に組みむとともに、再生利用（リサイクル）の取り組みを進める必要があります。

目標の進捗状況



※廃棄ごみとは、資源物以外の「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」のことを言います。

目標と管理指標

指標	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
ごみ排出量の減量	68,857t	68,020t	67,444t	62,597t (6260t以上減量)
家庭から出る廃棄ごみ量の減量 (市民1人1日あたり)	568g	592g	588g	543g (25g以上減量)
リサイクル率の増加	19.87%	22.80%	20.04%	26.80% (6.93pt以上増加)

〔2〕 施策

ごみの減量化とリサイクルの推進

	施策の方向性	取組
ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみ発生・排出抑制に向けた行動を推進していきます。 ■ 市民・事業者などと協働し、ごみの減量化に向けて取り組んでいきます。 ■ 食品ロス削減に向けた、普及啓発を進めていきます。 ■ 生ごみの水切りや堆肥化による減量化・資源化を推進します。 ■ 公共施設からの廃棄物の減量化・資源化に努めます。 ■ 不要となったものを、再利用する取り組みを継続して進めていきます。 ■ 未・低利用水産物の有効利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民工房の活用 ② 排出量の削減指導 ③ 家庭における食品ロスの削減の推進 ④ 飲食店などと連携した食品ロス削減の推進 ⑤ 出前講座や生ごみ減量講習会の実施 ⑥ コンポスト化容器購入補助 ⑦ 電気生ごみ処理機補助 ○ 釧路市役所環境配慮指針の推進（P8 参照） ⑧ リサイクル情報バンクの実施 ⑨ リサイクルフェアの開催 ⑩ 未・低利用水産物の有効利用の促進
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民へ、分別・排出を行う必要性や実施の効果などについて普及啓発していきます。 ■ 市民や団体などに対し、集団資源回収が取り組みやすい環境づくりを進めていきます。 ■ 資源物の回収拠点を増やすなど、利便性の向上を検討していきます。 ■ 廃棄物の再資源化に向けた調査などを進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 資源物の排出指導 ⑫ 学校給食用牛乳パックのリサイクル ⑬ 金属類・廃食用油などのリサイクル（売却） ⑭ 集団資源回収奨励金制度の実施 ⑮ 各種リサイクル法の取組 ⑯ 使用済み小型家電リサイクルの取り組み ⑰ 廃棄物の資源化に向けた調査・研究

ごみ減量化の推進

① 市民工房の活用

釧路市資源リサイクルセンター内に、大型家具、自転車などの修理を行えるように工具を備え、専任の指導員を配置した市民工房を設置しています。資源リサイクルセンター施設見学者を中心に、周知活動を行っています。



② 排出量の削減指導

排出事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分の徹底や、ごみの排出方法について、ごみ処理施設に自己搬入するか、一般廃棄物処理業者（許可業者）に収集を依頼するように指導しています。資源物や売却可能な物の分別は浸透していますが、それ以外のごみについてはいまだに分別意識が低い事業者が散見されています。

令和3年度は、釧路広域連合清掃工場で積載物確認のための展開検査を12回（35台）実施し、適正排出指導を行いました。

③家庭における食品ロスの削減の推進

食品ロス削減に対する理解を深め、実際に取り組んでいただけるよう、周知および啓発を行っています。

令和3年度は、広報紙への掲載（8回）、ホームページやSNS（インスタグラム、フェイスブック）による情報発信、連合町内会回覧（年2回）やイベントなどにおけるリーフレット（環境ニュース）の配布（年2回）、食品ロス削減月間（10月）および食品ロス削減の日（10月30日）にちなんだパネル展の開催（釧路消費者協会との共催）などを行いました。

④飲食店などと連携した食品ロス削減の推進

飲食店などにおける食品ロス削減の取り組みとして、宴会や会食での食べ残しを減らすため、事業者には協力を依頼して「3010（さんまるいちまる）運動」の普及啓発活動を行っています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による飲食店などの経営状況を考慮し、活動は実施しませんでした。

⑤出前講座や生ごみ減量講習会の実施

廃棄物の減量およびリサイクルについて、出前講座や生ごみ減量講習会を行っています。

令和3年度は、出前講座を2回開催し、45人が受講しました。

生ごみ減量講習会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を中止しました。

⑥コンポスト化容器購入補助

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化によるリサイクルの促進を図るため、生ごみ堆肥（コンポスト）化容器の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。

令和3年度は9件助成し、累計で4,526件助成しました。



⑦電気生ごみ処理機補助

ごみの減量をより一層促進するため、電気生ごみ処理機の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。



令和3年度は7件助成し、累計で1,451件助成しました。

⑧リサイクル情報バンクの実施

リサイクル情報バンクは、再使用の促進とごみの減量を図る目的で、市環境保全課が窓口となり、家庭で不用となった家具や自転車などを必要とする人へ紹介することで有効に活用してもらう制度です。

令和3年度は85件の情報が寄せられ、うち17件について再使用が図られました。

⑨リサイクルフェアの開催

不用品の再使用を図るため、家庭から粗大ごみ排出の際に提供された家具、自転車を低廉な価格で販売するリサイクルフェアを開催し、その収益をリサイクル活動の普及啓発などに活用しています。



令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を中止しました。

⑩未・低利用水産物の有効利用の促進

本市では、未・低利用水産物を利用した製品の開発を行っています。

令和3年度は、フィレ製造時に発生するスケトウダラを使い、「タラソフト揚げ蒲鉾」などの製品開発を実施し、企業が実施する商品開発の一助となっています。



リサイクルの推進

⑪資源物の排出指導

本市では、資源物の排出指導の取り組みとして、ホームページやチラシによる啓発、適正排出啓発看板の設置、アパート・マンションオーナー・管理会社へ適正排出に向けた協力依頼を行っています。また不適正排出者を特定できたときは、直接指導をしています。

令和3年度は、431件の排出指導を行いました。

⑫学校給食用牛乳パックのリサイクル

市内の各小中学校および義務教育学校（小学校24校、中学校13校、義務教育学校1校）において、牛乳紙パックとストローを分別し、開いて水洗いした後、乾燥して排出しています。この牛乳紙パックは、トイレトーパーなどにリサイクルされています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、児童生徒が密集する活動を控えることとなったため、リサイクルを停止しています。

⑬金属類・廃食用油などのリサイクル（売却）

資源物の有効利用や処分経費の節減を目的として、小・中学校給食センターや市立釧路総合病院から排出される廃食用油と金属類、廃ポリ容器をリサイクル業者に売却しています。

令和3年度は、廃食用油1,306kg、廃油3,280L、金属類11,180kg、廃ポリ容器5,086kgを売却しました。

⑭集団資源回収奨励金制度の実施

町内会、自治会、老人クラブなどを対象に、資源物（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック）の回収量に応じ、1kgあたり2円の奨励金を交付しています。

令和3年度は292団体に3,879千円を交付しました。

⑮各種リサイクル法の取組

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など個別リサイクル法の整備により、これまで以上にリサイク

ルが進み、最終処分量の削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取り組みが進展しています。

本市では発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みを進め、資源物を含めたごみの減量を推進することで、地球の地下資源の消費を抑制し、地上資源の循環により、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。

⑯使用済み小型家電リサイクルの取組

各家庭から排出される小型家電に含まれるレアメタルなどの有用金属を再資源化するため、不燃ごみ、粗大ごみの中からピックアップ方式で小型家電を回収するほか、本庁舎および各行政センターに小型家電回収ボックスを設置し、小型家電の回収を行っています。

令和3年度は49.48tの小型家電を回収しました。

⑰廃棄物の資源化に向けた調査・研究

可燃ごみとして指定されているプラスチック使用製品、紙おむつ、アルミコーティング紙パックなどについては、国内の複数の自治体で資源化やリサイクルシステムの確立に向けた研究・実証実験が行われています。本市では、今後もこれらの動向を注視しつつ、排出、収集、再資源化ルートの構築やコスト面での負担も含め、有効な再資源化の手法について、引き続き調査・研究を進めていきます。

バイオマスの利活用

	施策の方向性	取組
バイオマスの利活用	<ul style="list-style-type: none">■ 下水汚泥や家畜排せつ物の有効利用を促進します。■ 木質ペレットの利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none">○ メタンガスのエネルギー源利用、下水汚泥の有効活用（P5参照）⑱ 有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導⑲ 木質ペレットの利用促進

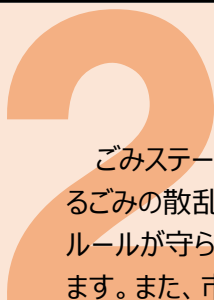
バイオマスの利活用

⑱ 有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導

家畜排せつ物による河川の水質汚濁や悪臭などの環境の悪化を防止し、資源としての有効活用を図るため、釧路市有機質肥料活用センターにおいて、家畜排せつ物の回収、処理、有機質資源化が行われています。

⑲ 木質ペレットの利用促進

木材のエネルギー利用は、樹木の成長過程における光合成によって、燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないとされており、カーボンニュートラルに貢献する貴重なエネルギーとして期待されています。市役所本庁舎および音別町行政センターでは、ペレットストーブの展示を通して、ペレット燃料をはじめとした木質バイオマスの利用の普及に努めています。



ごみの適正処理

【1】環境の状況

ごみステーションにおいては、カラスや小動物によるごみの散乱、管理に関するトラブル、分別・排出ルールが守られない不適正排出などの問題があります。また、市外からの転入者が多い共同住宅では、一戸建て住宅と比べて分別や排出ルールが浸透されていないために、不適正排出による散乱が多く、市民と連携を図りながら、市の職員による

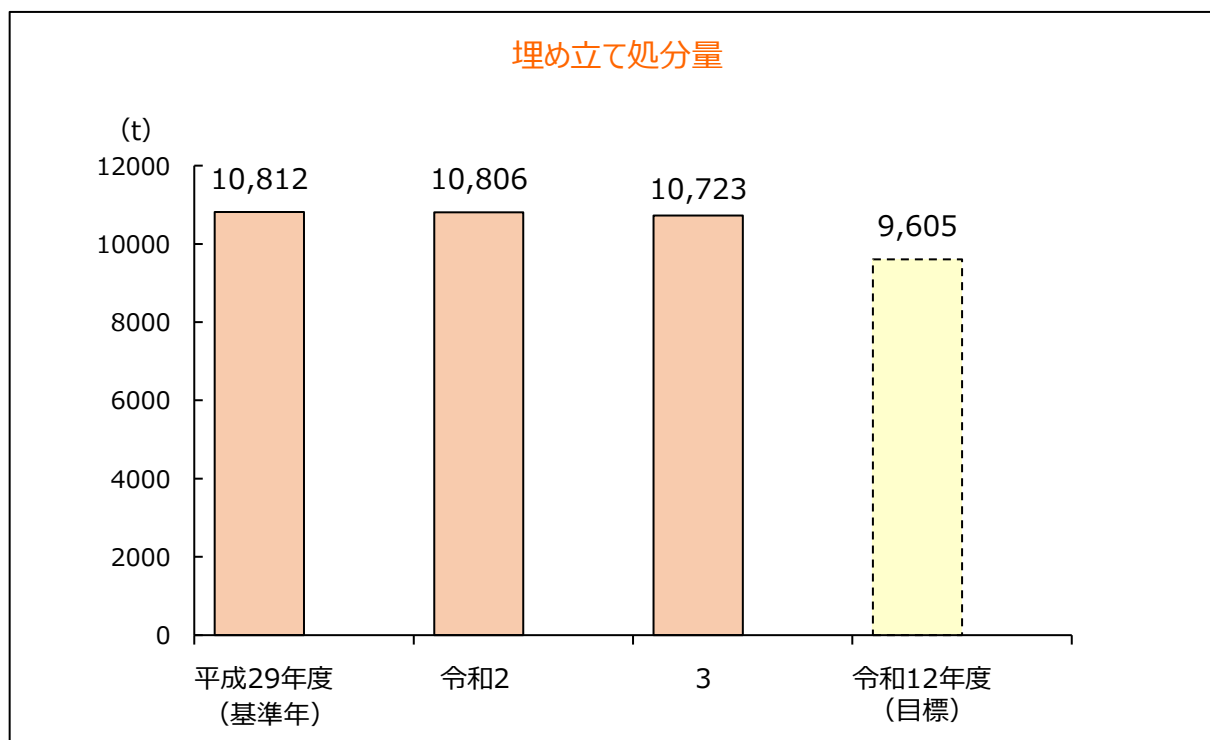
関連する
SDGs



日常的な排出状況の調査や巡回指導などで対応しています。

今後、更に高齢化率の上昇が予想され、これまで以上に、ごみの分別やごみ出しが困難になる世帯の増加が考えられます。こうした状況に対応するため、高齢になっても誰もが安心してごみ出しができる仕組みづくりを進めていく必要があります。

目標の進捗状況



目標と管理指標

指標	基準年	2020年度	2021年度	目標値
	2017年度 (平成29年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	2030年度 (令和12年度)
埋め立て処分量	10,812t	10,806t	10,723t	9,605t (1,207t以上減量)

※次期最終処分場を使用する6市町村の合計

〔2〕 施策

ごみの適正処理の推進

	施策の方向性	取組
環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的なパトロールや排出ルールなどの指導によりごみステーションの管理支援に努めます。 ■ 町内会や分別収集協力員などのごみステーション美化を支援します。 ■ 「釧路市みんなできれいな街にする条例」に基づいた、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めています。 ■ 共同住宅所有者や仲介業者に対し、共同住宅居住者への分別・排出ルールの働きかけを進めます。 	① 地域パトロールによる適正排出指導 ② 分別収集推進協力員の活用 ③ 市民との協働による清掃活動 ④ ごみ分別帳の作成・配布
高齢者などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要介護者などのごみ排出困難者を支援するため、「ふれあい収集」の効率的な運用による対応などを検討していきます。 	⑤ ふれあい収集の実施
産業廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設材廃棄物などの有効利用を促進します。 	⑥ 建設資材廃棄物などの有効利用
廃棄物処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 釧路市資源リサイクルセンターなどの中間処理施設の適正な維持管理を継続していきます。 ■ ごみの減量化を徹底し、最終処分場への埋め立て処分量削減に努めます。 ■ 新たな最終処分場の整備を進めています。 	⑦ 中間処理施設の管理運営 ⑧ 釧路広域連合との連携 ⑨ 効率的な収集体制の検討 ⑩ 最終処分場の検討・整備

環境美化の推進

① 地域パトロールによる適正排出指導

本市では、地域パトロールを毎日実施し、ごみの散乱の原因となる不適正排出されたごみの中から、排出者が特定された場合は、排出者への直接的な指導を実施しています。

② 分別収集推進協力員の活用

ごみの適正な分別を推進するため、各町内会から推薦を受け、分別収集推進協力員を登録しています。

令和3年度は653人が登録し、地域住民と連携しながら、ごみの分別や資源回収などについての自主的な活動を行いました。

③ 市民との協働による清掃活動

本市では、商工会議所や連合町内会などの各種団体が構成する「釧路市マチをきれいにする推進協議会」を中心に関係機関などと連携し、春の全市一斉清掃や秋の自主清掃運動などの活動を実施しています。

また、「集まれ！ごみひろい隊会」、「春採公園クリーン作戦」、「釧路市クリーンパートナー制度」や連合町内会による環境美化活動、保育園児による保育園舎および近隣公園の清掃、自主的清掃実施団体などの市民ボランティアによる清掃活動も進めています。

令和3年度 清掃活動実施状況

行事	実施日	参加人数
春の一斉清掃	4月18日	222 町内会 (約 6,551 人)
春採公園クリーン作戦	4月24日	38 団体 (352 人)
集まれ！ごみひろい隊会	中止	-
秋の自主清掃	10月9日～ 10月17日	153 町内会 (約 4,142 人)



春採公園クリーン作戦



集まれ！ごみひろい隊会



保育園児による清掃の様子

④ごみ分別帳の作成・配布

ごみの分別・排出方法をお知らせする排出ルールハンドブック「ごみ分別・早見表ハンドブック」を配布しています。

令和3年度はごみ分別帳5,500部を作成しました。

高齢者などへの対応

⑤ふれあい収集の実施

本市では、ごみの排出が困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、戸別に訪問し、ごみを収集しています。

令和3年度末時点で880世帯を対象としています。

産業廃棄物の適正処理

⑥建設資材廃棄物などの有効利用

本市では、公共事業によって発生する建設資材廃棄物の再使用や再生利用を、供給のバランスや技術的な支障とならない範囲で行っています。

令和3年度は、道路整備事業において、配合率20%のアスファルト再生合材を5件の工事に、再生コンクリート骨材を6件の工事に使用しました。

また、釧路広域連合清掃工場から排出される溶融スラグ6,474tを道路の路盤材に使用するなど、資源の有効利用を図っています。

廃棄物処理施設の整備

⑦中間処理施設の管理運営

最終処分場へごみを埋め立てる前に、中間処理施設で選別をすることで埋め立て量を削減し、最終処分場の使用可能年数を延ばしています。中間処理施設には、資源物として回収した新聞紙などの古紙を選別するリサイクルセンターのほか、不燃ごみ・粗大ごみから資源化可能な金属の回収や、焼却可能なものを選別する粗大ごみ処理センターがあり、適切な処理に努めています。

令和3年度 回収された資源物の再資源化量

資源物	再資源化量 (t)
古紙類	3,460
缶類	573
びん類	1,490
白色トレイ	23
ペットボトル	661
金属類	1,024

⑧釧路広域連合との連携

釧路広域連合は、ごみの広域処理を目的とした特別地方公共団体として、平成14年に設立されました。その後、市町村合併、弟子屈町や厚岸町の加入により、現在は6市町村により構成されています。

釧路広域連合では、広域ごみ焼却施設を建設し、①徹底した公害防止、②熱エネルギーの有効利用、③資源物循環の推進を図りながら運営を行い、可燃ごみの広域処理を行っています。

令和3年度は63,463tのごみを処理しました。(うち、釧路市のごみ量は、50,169tです。)

⑨効率的な収集体制の検討

高齢化率の上昇に伴いふれあい収集対象世帯が年々増加しており、これらに対応するため環境事業課清掃事業検討委員会を年3回開催し、収集車両の台数や車両選択など、ごみ収集体制の検討を進めています。

また、収集運搬業者から現行の収集体制に対する聞き取りを行うなどの現状把握に努めたほか、収集地区の編成を行うなど効率的な収集体制を目指し、検討および実施しました。

⑩最終処分場の検討・整備

令和6年度供用開始に向け、次期最終処分場の整備を進めており、令和3年度は、埋立地造成工事、浸出水処理施設建設工事を実施しました。

ポイ捨て・不法投棄の防止

施策の方向性	取組
不法投棄対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ■ 巡視パトロールを継続し、不法投棄の未然防止に努めます。 ■ 「自然の番人宣言」による取り組みを進め、ごみの不法投棄の撲滅に努めます。 	① 不法投棄監視パトロールの実施 ② 放置自動車の対策 ③ 家電リサイクル法に則った適正排出指導 ④ ごみポイ捨て防止対策の推進 ⑤ 自然の番人宣言によるごみの不法投棄防止の啓発活動

不法投棄対策の強化

⑪ 不法投棄監視パトロールの実施

テレビ、洗濯機、冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品や一般ごみの不法投棄に対処するため、本市では、市民啓発、看板や監視カメラの設置などの様々な未然防止活動を行っています。監視パトロールは毎日実施しており、令和3年度には94件の不法投棄を発見しました。不法投棄を発見した際には、投棄者の調査などを行っています。

⑫ 放置自動車の対策

道路や公園に放置されている自動車は、街の景観を損なうばかりでなく、交通の障害、子どもの危険な遊び場、放火、ごみの投棄場所など様々な悪影響を及ぼしています。

本市では、釧路市自動車放置防止条例に基づき、放置自動車の調査を行い、所有者が判明した場合には撤去命令を、所有者が不明の場合は放置自動車を廃自動車と認定したうえで撤去を行っています。

放置自動車の発生確認および撤去の状況

内 訳	台数
令和3年度放置自動車確認台数	16
前年度からの繰り越しを含めた台数	18
撤去した台数	13
国や道に移管した台数	0
調査終了とした台数	0
次年度に繰り越した台数	5



市内に放置された自動車

⑬ 家電リサイクル法に則った適正排出指導

本市では、巡回パトロールを実施しており、家電リサイクル法対象品を発見した際に、投棄者が特定できたときは排出指導を行っています。

令和3年度には3件の排出指導を行いました。

⑭ ごみポイ捨て防止対策の推進

ごみの散乱を防止するための総合的な対策として、「釧路市みんなできれいな街にする条例」を制定しており、美観推進重点区域を指定しています。この区域内で空き缶などおよび吸殻などを投棄した場合、市長は、持ち帰りや回収などの必要な措置について、命令することができます。命令に違反した場合、3万円以下の罰金を課すこととしています。

⑮ 自然の番人宣言によるごみの不法投棄防止の啓発活動

本市では、ごみの不法投棄対策として、監視や、関係行政機関による情報交換および合同現地調査を目的としたパトロールなどの取り組みを進めています。このほか、釧路管内8市町村による取り組みとして、「自然の番人宣言」を制定しています。

